



令和7年度J A共済小・中学生交通安全ポスターコンクール岐阜県警察本部長賞
高山市立中山中学校1年生（受賞当時）山本一華さんの作品

9月21日(月)～9月30日(水)

令和
8年

秋の全国交通安全運動

交通事故死
ゼロを目指す日

9月30日

運動の重点

- 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底

歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

歩行者の交通ルール理解・遵守の徹底

横断歩道を渡る、信号に従う等の基本的な交通ルールを守りましょう。
運転者に手を挙げるなどして横断する意思を伝え、安全を確認してから横断しましょう。

歩行者の交通事故防止対策

出かけるときは、明るい服装をして反射材用品等を着用しましょう。

こどもや高齢者、障がいのある人が道路を横断しようとしている場合には、
声掛け、誘導するなど、地域一体となった交通安全活動を推進しましょう。

夕暮れ時の早めのライト点灯と
飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

夕暮れ時の交通事故防止対策

夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームを活用した運転に努めましょう。

飲酒運転の根絶

ハンドルキーパー運動の促進など、
地域・職域等で飲酒運転根絶に向けた取組をしましょう。

「ながらスマホ」の根絶

運転中のスマートフォン等の使用は、重大な交通事故に
つながる危険な行為ですので絶対にやめましょう。

高齢運転者の交通事故防止対策

加齢に伴う身体機能の変化が運転に与える影響を
理解し、運転に不安がある場合は安全運転相談窓口
に相談しましょう。

その他の推進項目

- 運転者の歩行者優先意識等の徹底
- 妨害運転等・いわゆる白タク行為等の防止対策
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト
着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- 外国人運転者の交通事故防止対策
- 二輪車の運転者に対する広報啓発

自転車・特定小型原動機付自転車の
交通ルール理解・遵守の徹底

自転車安全利用五則

自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底

自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されたことを踏まえ、自転車に乗るときは、
車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先などの基本的なルールを守って利用しましょう。

自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策

自転車を利用するときは、必ず乗車用ヘルメットを着用しましょう。
自転車事故被害者救済のため、自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。

特定小型原動機付自転車利用時の
交通ルール理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用促進

特定小型原動機付自転車を利用する際は、車両区分や交通ルールを確認し、
安全運転に心がけ、交通事故の被害を軽減するために、
乗車用ヘルメットを着用しましょう。



ハイビームと反射材で夜間の交通事故防止



夕暮れ時の事故防止 早めのライト点灯
**4時だヨ！
全員点灯**

車は午後4時には
ライトを点灯し、
夜間はハイビームを
活用しましょう。
歩行者は反射材を
装着しましょう。

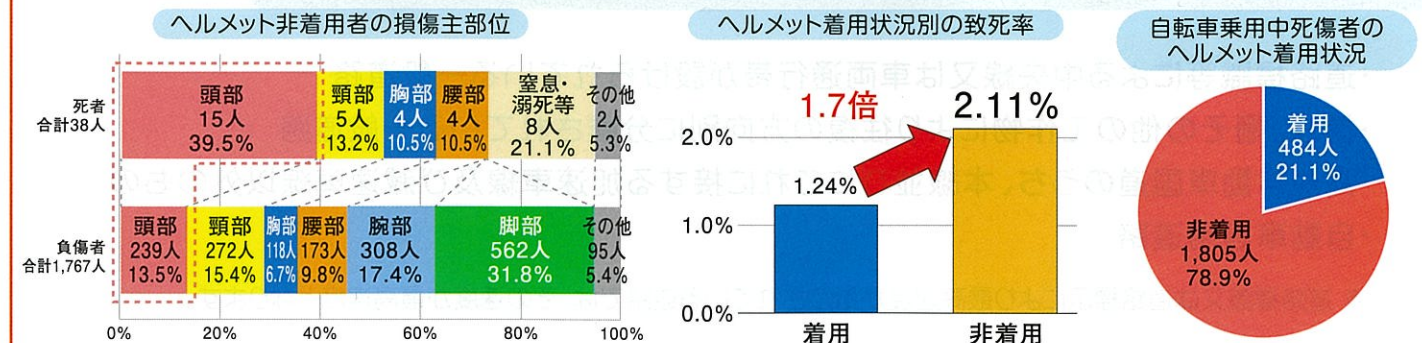
岐阜県自転車条例

(岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 令和4年4月1日施行)

ヘルメットの着用努力義務

過去5年間(令和3年から令和7年)

世代を問わず、ヘルメットを着用しましょう。



自転車保険への加入が義務

約9,500万円の
賠償事例も

自転車利用中の交通事故による高額な損害賠償請求が発生した事例があります。

児童生徒が自転車利用者の場合、保護者が加入しましょう。

事業者は、自転車通勤者に対する自転車保険加入の確認に努め、加入していることを確認できない場合には、
加入についての情報提供に努めましょう(努力義務)。

運転免許証の自主返納

シャープ ハ レ バ レ

安全運転相談ダイヤル #8080

加齢に伴う身体機能の低下や、一定の病気等の症状により、
運転に不安のある方、またはご家族の方が相談できる窓口を設けています。
運転に不安を感じたら、まずは安全運転相談窓口にご相談ください。



生活道路における自動車の法定速度引き下げ

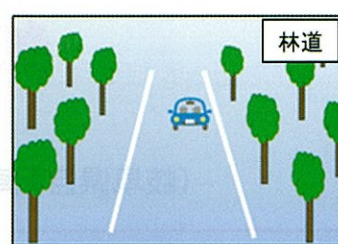
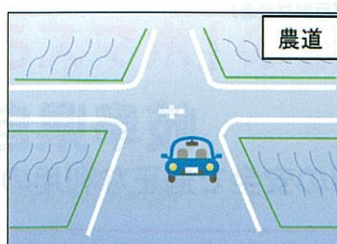
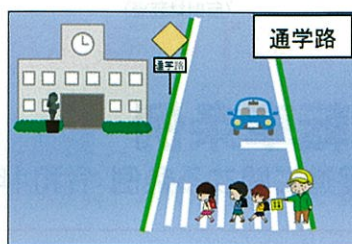
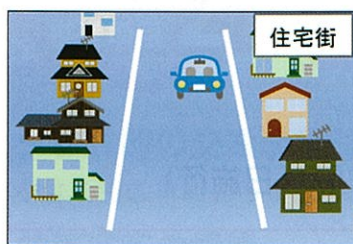
令和8年9月1日から

生活道路^{※1}における自動車の法定速度が
60km/h → **30** km/hに引き下げ!!



※1 ここでいう「生活道路」とは主に、地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

法定速度が30km/hになる道路の具体例 ※2



※2 これらの道路はあくまで一例です。

令和8年9月1日以降も法定速度が60km/hの道路

- ・道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・構造、柵その他の工作物により往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道のうち、本線並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ・自動車専用道路

※ 道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

交通遺児激励金へのご寄附のお願い

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附をもとに、毎年5月5日のこどもの日に合わせ、
県内にお住いの交通遺児の方々に対して激励金を支給しています。

趣旨に賛同いただき、ご寄附をくださる方は、
岐阜県環境エネルギー生活部県民生活課(TEL058-272-8205)までご連絡ください。

ご寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました

(一社)岐阜県自動車会議所／全国共済農業協同組合連合会岐阜県本部／(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会／
岐阜県民共済生活協同組合／(株)MSKマネージメントプロダクション／清水建設株式会社名古屋支店／
中濃消防組合交通安全青年部会／岐阜県中古自動車販売商工組合／Dream Power 実行委員会／
池田町交通安全協議会各支部／脇若 保雄／田中 英次 その他2名

(令和7年度・順不同、敬称略)

岐阜県交通安全対策協議会

事務局：岐阜県環境エネルギー生活部県民生活課 交通安全・コミュニティ係 TEL：058-272-8205